

一般社団法人日本パラフェンシング協会
日本代表選手規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために指定する日本代表選手として国際競技大会に派遣されるにあたり、日本代表選手の決定方法とその選考基準および義務・受益等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置目的)

第2条 日本代表選手は、国内のパラフェンシング代表として国際大会へ派遣することにより、優秀な競技成績を収めることで競技を普及することを設置目的とする。

(要件および選考基準)

第3条 日本代表選手の選考対象者は次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有し、当該年度の当協会会員登録をしている者。
 - (2) 国際車いす・切断者スポーツ連盟（以下「IWAS」という）登録者、または登録の意思がある者。
 - (3) 医療機関およびチームドクターが実施するメディカルチェックで健康上問題が無く、競技を行ううえで心身ともに適した状態である者。
 - (4) 各競技大会の参加要件・出場基準を満たしている者。
 - (5) 国際クラス分けを受検してスポーツクラスが確定し、クラスステイタスがCまたはRの者。ただし、競技開始から選考時点まで国際クラス分けを受検していない者については、初回参加の国際競技大会のクラス分けで該当クラスが判定されること。
 - (6) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本代表選手としてふさわしく、別に定める日本代表選手・スタッフ等行動規程を遵守し、同誓約書に署名・提出する者。
 - (7) 原則として、当該年度の当協会強化指定選手である者。
- 2 IWAS が主催する「車いすフェンシング大陸別選手権」・「車いすフェンシングワールドカップ」・「ワールドゲームズ」（以下「IWAS 主催大会」という）の派遣にあたり選考する日本代表選手の選考基準は別に定める。この選考基準は強化部が策定し理事会の承認後、各大会の2か月前までに発表することとする。その他の国際大会派遣および選手選考基準は、強化部・強化委員会が方針を決定し、理事会の承認を得ることとする。
- 3 日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という）が派遣する「パラリンピック」・「アジアパラ」等国際総合競技大会（以下「JPC 派遣大会」という）にあたり選考する日本代表選手は、JPC の定める派遣方針に則り選考基準を別に定める。障がい別国際総合競技大会（IWAS ワールドゲームズ等）についても、JPC が派遣する場合は同様とする。

(決定手順および期間)

第4条 IWAS 主催大会日本代表選手の決定手順および期間は次のとおりとする。

- (1) 強化部は第3条第1項の要件および同上第2項の基準に従い、直近の競技成績等に基づき審査を実施し、派遣2か月前までに日本代表候補選手を理事会に提出する。また強化指定選手に向け日本代表候補選手を発表し、派遣に伴う事務手続き等を伝え参加の意思を確認する。
- (2) 当協会理事会にて前号の推薦者を協議し、派遣6週間前までに日本代表選手を決定し発表する。
- (3) 期間は派遣2週間前から帰国日または大会終了日のどちらか遅い方から2週間後とし、派遣期間は別に定める。

- 2 JPC 派遣大会日本代表選手の決定手順および期間は次のとおりとする。
- (1) 強化部は JPC 派遣方針に従い、選考基準を作成し理事会にて協議し決定する。決定した選考基準を強化指定選手に伝達し、当協会ウェブサイト等で発表する。また強化指定選手に向け日本代表候補選手を発表し、派遣に伴う事務手続き等を伝え参加の意思を確認する。
 - (2) 強化部は第 3 条第 1 項の要件および前号の基準に従い、指定期間中の競技成績等に基づき審査を実施し、JPC が指定する推薦選手提出期限 2 週間前までに日本代表推薦候補選手を理事会に提出する。
 - (3) 当協会理事会にて前号の推薦者を協議し、JPC が指定する推薦選手提出期限の 1 週間前までに日本代表推薦選手選考委員会を開催し、推薦選手を決定する。期限より前に決定する場合も含め、決定した推薦選手は日本代表候補選手・スタッフに速やかに伝達することとし、その後当協会ウェブサイト等で発表することができる。
 - (4) JPC にて日本代表選手が正式決定された後、JPC から発表された内容を基に決定内容を日本代表候補選手・スタッフに速やかに伝達することとし、その後当協会ウェブサイト等で発表することができる。
 - (5) 日本代表の期間は JPC 正式発表時点から JPC が指定する日までとする。

(取り消し)

第5条 日本代表選手は、次の理由により、理事会において指定を取り消すことができる。また JPC 派遣大会においては JPC より指定を取り消されることがある。

- (1) 日本代表選手に、医学的問題（ドーピング問題を含む）やクラス変更が生じた場合。
- (2) 日本代表選手が、第 6 条で規定する日本代表選手の遵守事項を守らなかった場合。
- (3) 日本代表選手が、当協会強化指定選手の取り消しとなった場合。

(遵守事項)

第6条 日本代表選手は下記の事項を遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て理事会の承認を得なければならない。また、JPC 派遣大会の日本代表スタッフは JPC の遵守事項を厳守すること。

- (1) 当協会が別に定める規律規程・行動規範の励行および誓約書の署名・押印
- (2) 指定された強化合宿および国内・国際大会への参加義務
- (3) IWAS 公認大会への個人での出場禁止。IWAS 公認外の大会に個人で出場する場合は、当協会理事会に事前申請書を提出し、承認を得たうえで終了後に結果報告書を提出すること。
- (4) 強化合宿以外の練習報告および健康など医学的状況変化の報告
- (5) 指定された当協会主催等行事への参加協力
- (6) 当協会が派遣する国際大会および強化合宿、各種行事で撮影された写真または映像に関する肖像権の当協会広報活動およびマーケティング活動への使用の同意
- (7) 競技活動を支援する所属企業（雇用関係を含む）、個人スポンサー等との契約状況の報告
- (8) 営利を目的とする企業・団体の広告活動を行う場合の当協会承認および報告
- (9) メディアに出演、またはその取材を受ける場合には、事前に当該メディアから当協会へ申請・承認
- (10) 第三者とマネジメント契約を締結したときの速やかな報告。マネジメント会社との契約条項よりも当協会の規程を優先して遵守することを義務とする。

(受益)

第7条 IWAS 主催大会の日本代表選手は、以下の支援を受けることができる。

- (1) 参加する合宿・大会等に対して当協会から費用支援を受けることができる。支援の額は日本スポーツ振興センター（JSC）競技力向上事業ほか助成金および当協会の年次予算・

事業計画から勘案し、理事会が年度ごとに別に定め日本代表選手に通達する。

(2) 日本代表選手は、当協会が指定するパラフェンシング日本代表ユニフォームを着用しなければならない。着用に関する規程は別に定める。

(3) 日本代表選手は、当協会が行う医科学情報等に関する支援を受けることができる。ただし、支援内容は強化部、強化委員会、強化スタッフ等の承認を得ることとする。

2 JPC 派遣大会日本代表選手に対する支援は JPC が決定した内容に伴い、当協会の支援を決定する。

(個人情報の取扱い)

第8条 日本代表選手の個人情報は、当協会がパラスポーツおよびフェンシングの普及および振興を目的として、情報を発信するために利用される。強化指定選手の氏名、性別、所属加盟団体、所属クラブ、戦績・ポイント、生年月日、経歴、居住地（都道府県まで）については、WEB サイト等にて公開される。

2 前項以外の個人情報についても、当協会が主催・公認する競技大会・事業、国際大会への派遣・推薦等を円滑に運営するために、IWAS、国際パラリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会、関係省庁・自治体、その他業務委託先等のうち、当協会理事会が必要と認めた団体・事業者に対して必要最低限の個人情報を提供することがある。

3 当協会は、前二項以外の目的で日本代表選手の個人情報を当該日本代表選手の事前承諾なしに第三者に開示することをしてはならない。

(不服申し立て)

第9条 日本代表選手の選考結果に対する不服申し立ては、公表後7日以内に、選手本人または当協会登録所属団体を通じて文書により行われたものについて受理し、当協会内に設置される不服審査委員会により処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、当協会理事会において行う。

付則 令和4年4月1日制定